

令和8年度(令和7年分) 市・県民税の申告相談

申告書の提出期限は3月16日(月)です

令和8年1月1日現在、坂東市に住所のある方は、収入の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要となります。次の事項を参照のうえ、令和7年中の所得などについて申告をお願いします。

申告相談会場および受付について お住いの地区にかかわらず、どちらの会場でも申告できます。

会 場	期 間	整理券配布時間・場所	
猿島公民館1階会議室 ☎090(5448)3831	2月9日(月)～ 12日(木) (祝日を除く)	開館前	午前8時～ 猿島公民館正面玄関前
		開館後	午前8時30分～午後4時 猿島公民館1階会議室前
市役所1階多目的ホール ☎0297(35)8222	2月16日(月)～ 3月16日(月) (土曜・日曜・祝日を除く)	開庁前	午前8時～ 市役所正面玄関前
		開庁後	午前8時30分～午後4時 市役所1階行政情報コーナー

② 申告相談には時間指定整理券が必要です。

- 整理券に記載の集合時間の10分前に申告受付までお越しください。
- 最終受付時間分の整理券がなくなり次第終了となります。
 - 申告者1人につき1枚配布します。
※本人のほかに同世帯の方の分を申告する場合は人数分の整理券が必要です。
 - 当日のみ有効(日時変更不可)となります。

混雑の緩和について

- 相談会場は混雑が予想されます。期間に余裕をもって申告をお願いします。
- 市・県民税申告は電子申告・郵送申告も受け付けています。必要書類をご用意のうえ電子申告・郵送申告にご協力ください。

[郵送先] 課税課 市民税係

〒306-0692 坂東市岩井 4365 番地

予約受付を開始します

- 今年度から受付枠の一部をインターネットによる事前予約制とします。
課税課窓口・申告相談会場での申出や、電話による予約はできません。
- 受付期間 1月15日(木)～3月13日(金) 24時間受付 希望日前日の午後5時まで
定員に達した場合は予約受付を締め切りますので、当日の整理券を取得してください。
- 予約方法 ①市ホームページ「令和8年度(令和7年分)市・県民税の申告について」の予約フォームをクリック
②申告する日時を選択 ③申告者情報を入力

市ホームページは
こちらから▶



注意事項

- 予約は確実に来庁できる日時を選択してください。**なお、異なる日時などで重複して予約された場合はこちらで予約の取り消しをする場合があります。
- 予約1件につき1人分の申告書を作成します。**代理で家族分の申告相談をする場合は、1人ずつそれぞれ予約してください。
- 予約の変更を希望する場合は、予約キャンセルフォームから予約をキャンセルしたのち、再度予約してください。

市・県民税の申告が必要な方

- 令和7年の1月～12月の間に収入がなかった方
- 遺族年金、障害年金などの非課税年金のみを受給している方
- 令和7年の1月～12月の間に収入があった方で右記の「市・県民税の申告が必要ない方」に該当しない方

市・県民税の申告が必要ない方

- 税務署に所得税の確定申告をする方
- 給与所得または公的年金所得のみの方
(支払者が支払報告書を市役所に提出している場合)
※ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加または変更がある場合は申告が必要となります。